

2026年4月30日

当社店舗の営業停止に関するお知らせ

株式会社 梅の花サービス

平素より弊社店舗をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

このたび、弊社店舗におきまして食品衛生法に抵触する事案が発生し、営業を一時停止することとなりましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 対象店舗

店舗名 チャイナ梅の花 福岡東店
店舗住所 福岡県福岡市東区八田四丁目1番1号

2. 営業停止の期間

令和8年4月30日午後3時 ～ 令和8年5月1日午後3時 まで（1日間）

3. 根拠法令の規定の内容

食品衛生法第6条（同条第3号に該当）

（病原微生物に汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止）

4. 処分の理由（福岡市保健所指導内容）

当該施設で令和8年4月20日に食事された2名様が体調不良となったことについて、福岡市保健所の調査の結果、当該施設で提供された食事を原因とするノロウイルスの食中毒であると断定されました。原因となった食事は食品衛生法第6条第3号に該当し、その提供は同条に違反するため、食品衛生法上の危害除去及び改善に要する期間として、1日間の営業停止を命じられました。

当該施設では、営業停止期間中に店内の一斉清掃および従業員への衛生教育を実施し、再発防止に努めてまいります。

以上